

近江渡来人倶楽部のめざすもの

外国籍住民の「コミュニティと人権」

—SHIPSの活動を通して—

多文化共生支援センター所長

喜久川 修きくがわ おさむ

多文化共生支援センター（SHIPS）は、2008年3月、草津市内に開館しました。外国籍の人にもわかりやすい愛称をと、フレンドシップ（友情）・カルチャーシップ（文化）・パートナーシップ（協力）から「SHIPス（SHIPS）」になりました。

外国人も日本人も、子どもも大人も「SHIPSに来たら「ほっとする居場所」づくりからスタートし、早いもので、来年で9年目を迎えるようとしています。

SHIPSの事業は大きく8つに分けられます。

① 生活相談

電話相談を含めて年間700件〜800件受け付けています。交通事故。仕事での事故。家庭内のいろいろな問題。生活保護。子ども（小・中学校）の進学等の問題。アパートの入居・退去。銀行のローン問題。雇用契約（雇用期間、有給休暇等）など。

② 日本語教室（大人）
生活、就労のための日本語教室
毎週水曜日と金曜日の午前10時半から12時。年間延べ600人から700人。



介護職員初任者研修の修了式

③ 有料職業紹介（厚生労働大臣許可）ハローワークと同じです。年間延べ60人〜70人。（直接雇用事業所②か所。派遣の事業所③か所）

④ 日本語教室（虹）（県委託事業）
定住外国人の子どもの就学促進事業。毎週月曜日〜金曜日の10時〜14時。毎日4時間。超過年齢の子ども（16歳から20歳まで）の高校入学（編入）のための日本語授業と科学学習。過去4年間で24人が高校に入学。今年度は8名が来年3月の入試に向けて勉強中です。

⑥ 外国人介護職員養成講座
（県委託日本語研修事業）
昨年度から始まった介護職員初任者研修は、修了者14人、そのうち7人が就労済み。2人が養成講座のタガログ語・中国語通訳で活躍中。募集から受付、研修そして就労活動、希望する本人、通訳、私と3人が介護施設



カポエイラ教室の様子

3か所を見学。そこでのいろいろな条件とかを聞き、そのあと本人が決める、正式な面接となります。めでたく就職になれば、事業所より紹介料を頂く、ただし双方から問題が発生しましたら、通訳を連れて問題解決にあたる（無料）。全国で初めてであると思います（入口から出口、その先のフォロー）いわゆる滋賀県モデル、滋賀バージョンと言われています。今年度は6月から始まり12月10日で終了。介護職員初任者研修終了をめざして本年度は最終9人ががんばっています。

⑥ 各教室
「中国語子ども教室」（毎週土曜日、10時半〜17時）「カポエイラ教室」（毎週土曜日、19時〜21時）「サンパ教室」（毎週日曜日10時〜12時）「SHIPS虹教室」（高校に入った外国人の子どもの学習支援。毎週土曜日、10時半〜12時）

⑦ SHIPS行政書士事務所

（入国管理局承認取次者）
入管手続き（在留資格の更新、永住者取得、呼び寄せ等の手続き等）。本人出席主義なので、「申請（受取り）」で2日間休まないといけない。事務所は土、日でも開けているので、相談に来られます。年間20〜30人の手続きをしています。（有料）。

⑧ 多文化子ども食堂
（滋賀の縁創造実践センター助成事業）
今年の7月より第4土曜日（11時〜14時）に開催しています。7月はベル料理、8月ハングリー料理、9月ブラジル料理、10月ベトナム料理、11月ハンガリー料理、12月台湾料理と、毎月違った国の料理を用意します。いわゆる多文化食堂（全国で初めてであると思っています）



毎月1回開催されている多文化子ども食堂

【外国人への差別（用語）】

ラジオやテレビで外国人を「外人」「外の人

「第三者」「よそ者」「部外者」、果ては「害人」という発言をよく見聞します。

「ハーフ」といえば、日本人と外国人の間にできた子どもという意味でしょうが、英語のHALF（半分）からうまれた和製英語です。「ハーフ」は、日本人として半人前、あるいは人間の半分ともられます。戦後、進駐軍の軍人を父に持つ子どもは「混血児」とよばれ、差別された歴史があります。そのようなことで、「ハーフ」と呼ばれることに疎外感や差別に苦しんでいる人がたくさんおられます。では、何と呼べば？

私の答えは「ダブル」です。
二つの文化を受け継いでいる、二つのいろいろなものを持っているという意味で、本人たちも「ダブル」と呼ばれることに誇りを持っています。

さらに、様々な相談を受ける中で感じていることは、外国人をないがしろにする扱いや理不尽な事が多いことです。また、労災、交通事故、医療ミス、解雇など個人で解決が無理なようであれば、弁護士さんと相談したり、法的手段をとるなどして対応しています。

【おつみ多文化交流フェスティバル】

2013年、10回目を最後に終わりました。県レベルで過去大津で4回、草津で6回、毎回2〜3万人規模でやってきました。今では県内8市でフェスティバル等が開催され、日本人と外国人の交流が盛んにおこなわれています。おかげさまで初期の目的が達成できたのではないかと思います。

【就労問題】

就労について、県内事業所を回りましたが、直接雇用する事業所はなく、派遣会社であれば、外国人が働ける場所はあるという結果でした。

滋賀県全体で、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者、定住者の合計は、外国人在留資格の80%になります。この在留資格があれば、仕事の選択（公務員を除く）や、どこに住んでも問題はなく、社会保険、納税義務、子どもの半義務教育（子どもの権利条約批准）など、日本人と変わりません。ただ選挙権がないだけです。外国籍であるというだけで地域住民の一員、滋賀県民の一人なのです。これから人口減少、少子高齢化が進む中、地域社会を支えていただける一人ひとりであり、安全、安全な地域づくりをお互い手を携え、多文化共生社会をつくっていききたいものです。

【貧困問題】

外国人は日本人以上に問題があります。これからは子どもに重点を置きながら、日本人、外国人の子とも分け隔てなく、地域力を生かしながら学生ボランティアを中心に多文化子ども食堂を運営していきたいです。

最後にこれからも「正義感」「使命感」「義務感」を持ちながら皆さんのご協力、ご指導ご支援を頂きながら、安心、安全な地域づくりに邁進していきたいです。よろしくおねがいます。